

「逗子市安全安心アクションプラン（案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 平成30年1月18日（木）～2月19日（月）

2. 意見の数 7件

3. 意見提出人数 1人（郵送1人 / 個人1人）

4. 意見内容の概要

区分	件数
策定の趣旨に関すること	1件
逗子市の被害想定に関すること	1件
逗子市安全安心アクションプラン 防災編 基本目標と取り組み体系図に関すること	2件
逗子市安全安心アクションプラン 防災編 実施計画に関すること	3件
合計	7件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	0件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	3件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	3件
	合計	7件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
策定の趣旨に関する事	1	「2. 災害に強く、犯罪のない安全なまち」→「防災編」の「1 市民自らの防災力の向上」を「1 市民と市の協働による防災力の向上」としてください。	▲	1件	安全安心アクションプランの上位計画である総合計画では、まちづくりのあらゆる場面で、公（行政）・共・（地域、各種団体、企業）・私（個人、家庭）が互いの特性を踏まえたうえで、役割を分担し、連携・協力し合いながらまちづくりを進めていくものとしており、安全安心アクションプランにおいてもその趣旨に沿った計画となっています。 なお、本アクションプランの基本目標は、「逗子市総合計画」の中で、「災害に強く、犯罪のない安全なまち」の取組方向として示されているもので、字句を変えることはできません。
逗子市の被害想定に関する事	2	地震及び津波の死者数が50人～1860人と推定されている。検視等、逗子警察署での死者への対応の体制はどうなっているのか。 更に、葬儀場（火葬場）の確保はどうなっているのか。	◆	1件	遺体等の搜索、処理、埋葬については、逗子市地域防災計画に記載しています。
逗子市安全安心アクションプラン防災編基本目標と取り組み体系図に関する事	3	全体的に防災に対する市の体制が既に万全の体制なのか、中途半ばなのかがわからない資料となっている。 （例えば、災害情報を発信する市のホームページの更新は、市役所内で行うことができるのか、ダメな場合は提携している市との連絡体制で行えるのかわからない） 万全の体制ならば、「3 基本目標と取り組み体系図」の中の各アクションで市がどこまで関与するのかを明記して下さい。 （例えば田越川の氾濫の際に決壊している箇所を発見した市民は市役所のどの部署に連絡すればよいかわからない） 中途半ばならば、各アクションでどこまで体制が整い、何時頃までに体制が整うのか目標時期を明記してください。	□	1件	本市は災害対策を継続的に行ってきておりますが、想定を超える自然災害が発生していることを鑑み、「万全」はあり得ないという認識を持っており、更なる継続的な体制の整備が必要であると考えております。 本アクションプランは、「安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち」の実現のため行政として行うべき事業を行動計画として策定したものです。 なお、達成目標並びに数値目標については、各アクション計画に記載しています。
	4	「取り組み」の中にJR東日本と京急が含まれていないのはなぜか。 東日本大震災では、京急の電車が六浦駅手前の踏切上で停	▲	1件	東日本旅客鉄道（株）及び京浜急行電鉄（株）の災害時の対応につきましては、逗子市地域防災計画に記載しております。 なお、災害時の具体的な対応要領等

		<p>止したままとなったため、交通が遮断されてしまった。</p> <p>J R 東日本の電車も J R 逗子駅手前のいずれかの踏切上で停止したままとなると、海側から山側へ逃げる道が遮断されてしまう。</p> <p>更に J R 東日本では、逗子駅構内に停車中の電車からの避難訓練を 1 度しか行ってない。</p>			<p>や様々なケースを想定しての避難訓練の実施につきましても協議しているところでは。</p>
逗子市安全安心アクションプラン防災編実施計画に関すること	5	<p>「取り組み 2 自主防災活動の促進」で、各自主防災組織に対して、市の主導又は市の補助で防災機器の整備は行わないのでしょうか。</p>	◆	1 件	<p>市では自主防災組織結成の手引きを作成し、一般的な自主防災組織の活動や必要な資機材等について説明をしています。また、各自主防災組織は個別の活動計画を実施する中で、必要な防災資機材を整備しております。</p> <p>その際、市からは「逗子市自主防災組織防災資機材等整備費補助金交付要綱」に基づき防災資機材の購入等について補助金を交付しています。</p>
	6	<p>災害が起こってからではなく、防災の段階から市議会議員がかかわることにも大きな意味があります。</p> <p>地域の問題や市民の不安について一番詳しいのは、その地域の議員だからです。</p> <p>また、防災の段階からかかわることは、議員の災害に対する知識や関心を高め、災害時のスムーズな活動へとつながります。</p> <p>これらのことから、「取り組み 3 防災訓練の充実」及び「アクション 1 3 防災訓練の実施」において、災害時の議会・議員の役割について記載願います。</p>	◆	1 件	<p>本アクションプランは、「安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち」の実現のため行政として行うべき事業を行動計画として策定したものであり、逗子市議会議員の災害時における活動について記載はしていません。</p> <p>なお、逗子市地域防災計画の作成、市の地域に係る防災に関する重要事項の審議、災害が発生した場合の連絡調整を行うための組織として逗子市防災会議がありますが、逗子市議会議長は防災会議委員のメンバーになっており、情報の共有が行われるほか、災害時の市議会議員の行動については逗子市議会において別に定めております。</p>
	7	<p>「取組み 4 要配慮者等に対する対策」において、最終的には東日本大震災の教訓から「津波てんでんこ」も有り得るとするべきではないか。</p>	◆	1 件	<p>「取組み 4 要配慮者に対する対策」は避難行動要支援者避難支援計画に基づき進めるものであり、同計画において、避難支援者は自らの安全・家族の安全を確認してからできる範囲での支援を行うものとされており、「津波てんでんこ」の趣旨を踏まえたものとなっております。</p>
合計				7 件	